くみあいニュース

2003 年度 15 号
2004 年 4 月 1 日
島根大学教職員組合広報部（内線 2198，ダイアルイン 32-6407）
E-mail union-s@sula0007.soc.shimane-u.ac.jp
WWW http://sula0043.soc.shimane-u.ac.jp/kumiai/kumiai.html

国立大学法人島根大学発足にあたって

中央執行委員長 伊藤光雄

2004 年 4 月 1 日より島根大学は国立大学法人として新たに発足することになりました。私たち教職員のおかれる立場も国家公務員から「非公務員」となり，私たちの組合も正規の労働組合として出発することになります。

私たちが新たな労働環境に置かれることによる課題は山積しております。その中でも最重要と思われるのは，これまで広範に存在していた不払い超過勤務＝サービス残業（サービス休日労働も含みます）を解消するという問題です。

現在，サービス残業は教員にも認められますが，職員にいたってはかなり深刻な事態となっています。ある部署では深夜までの残業や休日労働が常態化し，職員の心と体の健康を著しくむしばんでいます。さらに，このために家庭崩壊の危機にある職員もいるといわれています。

不払い労働をさせることは，労働基準法のもとでは違法行為であり，これをさせた者は刑事罰の対象となります。また，これを職員の「自発的行為」とすることも許されません。

法人化にあたって，大学が支払うことができる人件費の額は限られています。かりに，これまでと同程度の残業をおこない，それにすべて残業手当をつけるとするなら，私たち教職員の賃金水準を大幅に下げざるをえないと思われます。

また，この問題は残業手当の問題である以上に，人間として心身ともに健康に生きていく上での働く者の権利の問題です。「過労死」などというものは断じてあってはならず，「過労」による病休，退職もしかりです。

サービス残業を解消し，かつ正規の残業も縮減させることは，なによりも使用者，大学側の責任です。この度，大学と大学松江地区事業場の過半数代表者との間で，「時間外勤務及び休日勤務に関する労使協定書」が締結されましたが，過半数代表者の要求にもとづき，その前文に，

「なお，大学は，その運用に当たっては，時間外勤務及び休日勤務は，例外的な措置であることを十分認識し，時間外勤務及び休日勤務の減少に努力する。」

という，一文がつけ加えられました。「労使協定」という性格上，サービス残業にはふれていませんが，過半数代表者の「労使協定案に対する意見書（平成 16 年 3 月 24 日）」には，「サービス残業解消の道筋の提示」を求めており，その中でつけ加えられた文章であることに注目してください。これは，大学側が，「サービス残業をさせないのは当然のことである」と表明したと理解してよいものです。

しかし，このような労使協定が結ばれたからといって，すぐさまサービス残業が解消されるほど問題は容易なものではありません。以前と同じような仕事の内容，やり方を続けるならば，残業は不可避です。「ふろしき残業」等の形を変えたサービス残業がはびこることが懸念されます。

問題を解決するためには，必要な人件費を国に求めていくこととあわせて，仕事の内容，やり方を徹底的に見直し，事務量の削減と適正な人員配置をおこなう必要があるでしょう。これは，大学側の責任ですが，全教職員の協力なくしてできるものではありません。特に，大学側が事務の現場で働く職員の意見や提案を積極的に取り上げていくような仕組み，たとえば職員会議と職員代表が参加する委員会を作る必要があると思われます。

この問題については，組合の責任も重大です。大学側にその果たすべき責務を追求していくことは当然ですが，組合としても残業削減のための具体的で積極的な提言をしていくことが必要と考えます。また，そのためには，あらゆる職場に組合員のいる「過半数組合」を作っていくことがどうしても必要になります。

私ども組合役員の残された任期はわずかですが，島根大学を，働き甲斐のある，誇れる大学にしていくために，全力をつくす所存です。組合員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

過半数代表者による就業規則，労使協定をめぐる大学との交渉

いよいよ法人化です．設置形態の変化にともなって，望む望まざるにかかわらず労使関係も別の仕組みへ移行します．

（組合が過半数であれば良いのだけれど,）わたしたちは過半数代表者を選んで就業規則案への意見附与と，労使協定の締結をすることになりました．今回の，法人化準備のドタバタのなかでの過半数代表者の選出から交渉，意見附与と締結のあれこれを報告して，そして雑感を述べます．

過半数代表者による就業規則案への意見附与と，労使協定の締結は，「非公務員化」が決まった時点でそれが必要になることは決まっていたのですが，島根大学で実際に選出の動きがあったのは，ようやく 2 月 5 日の部局長会議に諮られたのが最初で，その時点では「過半数代表候補者」を選出して「その互選で過半数代表者を選出する」こと，そして，選出方法は，各選出母体にほぼ丸投げ，という状態でした．

組合は，評議会にこの案がかかる前に評議員に対してこの案の修正を申し入れ，最終的にはほぼその意見が通り，「過半数代表候補者」は「過半数代表者」となり，その中で「総代表」を選出することとなり，また，ある程度の選出のためのガイドラインが設けられました．

そうした中で，2 月下旬から 3 月上旬にかけてそれぞれの職域，職種ごとに過半数代表者の選出が行われ，組合は，松江地区の 18 人中 17 人を組合員が占め，総代表には組合委員長の伊藤光雄氏を選出するというように，終始このことについてはイニシアチブを発揮できました．

3 月 17 日に，大学側がその前日夕方に召集するという形で，大学側と過半数代表との協議がはじまりました．その後，過半数代表者側は，3 回にわたり内部で協議を重ね，大学側の就業規則案と労使協定案を検討しました．

3 月 26 日，29 日に大学側との協議の時間を持ち，エッセンスとしては次のような修正や削除，そして協定の一部締結保留を勝ち取ってきました．

- 第 26 条（解雇）の第 3 項の「整理解雇」条項に，判例で定着している 4 要件を明示する（修正）
- 非常勤職員就業規則第 15 条の第 3 項「整理解雇」条項は削除する（削除）
- 第 44 条（政治活動）の文言から「その他の政治的活動」を削除する（修正）.
- 時間外休日勤務協定（36 協定）の前文に大学の努力義務を明示（修正）
- 締結する協定いずれも，自動更新条項を撤廃（修正）

- 締結する協定いずれも，一方の申し出により改訂更新の協議開始を明示（修正）
- 育児休業，介護休業に関する協定は，第 1 条第 1 号の範囲をめぐり決裂し，今後協議を続けていくこととし，今回は締結しなかった．

今回修正などを加えられた就業規則，締結した労使協定はそれぞれつぎのところから見られます．

- http://sazae.jn.shimane-u.ac.jp/dsweb/View/Collection-582（規則）
- http://sazae.jn.shimane-u.ac.jp/dsweb/View/Collection-593?target=Document-3759（協定）

過半数代表者 18 名は，今回の交渉をとおして，大学側が提案した規則，協定の案に不備が多く，多くの不満が残るものであること，そしてそのことを議論検討するための時間がまったく不十分であったとの共通認識をもっています．

たとえば，教員に関連することでいえば，勤務時間の制度が実態とあわないことや，学生指導にかかわる事故についての補償の責任の所在がまだ不明確な点，そして，今回旅費支給との関係で明らかになった調査や実習などの際の自家用車使用についての大学側のかたくなな姿勢などは，早急に詰めて行かないと早晩問題が起こります．また，事務系の職員についていえば，サービス残業はそのままで時間外・休日勤務の協定を結ぶ矛盾は，現実的には協定が必要だとしても，解決への道筋さえ示されず，まったく不満なものでした．

そこで，「自動更新条項」をはずさせることを重点課題とし，それを獲得し，また，10 月 1 日からつぎの規則，協定についての協議に入れるよう過半数代表者を選出する旨の覚書も交わしました．

私自身は，過半数代表者と労働組合が持っている権限の範囲と力には大きなちがいがあるので，過半数代表者を選ばずとも，常時，議論をし，提案ができる過半数組合をがぜひとも必要だとの思いを新たにしています．

(長山泰秀：書記長，過半数代表者副代表)

人事管理に関する緊急会見申し入れ

法人化を目前に控えた 3 月下旬に，ニュースが飛び込んできました．聞いて慄然とするとともに，「ああ，やっぱり」という思いもぬぐえません．

事務系職員が相次いで 3 名，病休を届け出たのです．

統合の準備，法人化の準備で追いまくられて，部署によっては徹夜が続き，心身ともに限界に達した結果です．個人の問題ではなく，組織として，どのように状況を改善し，また故障者をサポートしていくのか，本当に重大な事態です．

組合では，3 月 29 日に，学長宛に緊急の会見申入れを行いました（くみあいホームページに申入書）．申入れでは，法人スタート前の 31 日に組合役員と，多くの事務系職員を交えて，学長はじめ大学側の時間を取るよう求めましたが，時間がないとの理由で，5 日以降に再調整，ということになっています．

組合員の皆さん，特に事務系の職員の皆さん，是非この会見に出席し，直の声を大学に届け，改善を要求しましょう．

日程等が決まったら，あらためてお知らせします．

2004年4月から 教職員共済生協・自動車共済の ロードサービスを拡充しました!

サービス時間	365 日 24 時間
料金	●出動料・・無料（全時間帯） ●作業量・・牽引料等 8:00～20:00　一定範囲まで無料 20:00～翌朝 8:00　全額自己負担
対応内容 (作業項目)	●バッテリーあがり　●パンク　●脱輪　●エンジン故障 ●牽引　●キー閉じ込み　●燃料切れ　など

※自動車共済に未加入の自動車でも全額自己負担でご利用いただけます。

ご連絡は、フリーダイヤルへ！

０１２０－４９２－５０９

至急事　故連絡

※事故のご連絡も、３６５日２４時間、こちらのフリーダイヤルへ！

くみあい日誌

1 月 15 日　くみあいニュース 13 号
1 月 22 日　全大教「運営費交付金問題に関する１．２２緊急中央行動」（東京；2 名＝山本真一，長山）
1 月 27 日　第 17 回四役会議
1 月 29 日　くみあいニュース 14 号
1 月 30 日　意見箱第 3 回集約
1 月 31 日　国公労連「県国公加盟大学教職員組合交流決起集会」（東京；1 名＝林）
1 月 31 日 -2 月 1 日　全大教合同地区別単組代表者会議（福岡；1 名＝長山）
2 月 4 日　第 18 回中央執行委員会
2 月 9 日　中執検討会
2 月 10 日　評議員への働きかけ
2 月 12 日　第 4 回支部長専門部長会議
2 月 13 日　法学科講演会（後援）「私立大学から見た国立大学法人制度－南山大学との比較を中心に－」岡田正則・南山大学法学部教授（行政法専攻）
2 月 13 日　過半数代表制に関する学長会見
伊藤・長山・中務
学長・副学長× 2・事務局長・総務部長
2 月 16 日　中執検討会
2 月 16 日　全学説明会（松江キャンパス）
2 月 17 日　全学説明会（出雲キャンパス）
2 月 18 日　第 19 回中央執行委員会
2 月 20 日　職員支部拡大支部会
2 月 21 日　レクリエーション（スキー）
2 月 25 日　中執検討会
2 月 27 日　意見書提出
2 月 28 日　全大教「附属病院をもつ単組交流会議」参加 1 名；長山
3 月 3 日　第 20 回中央執行委員会
3 月 9 日　第 5 回支部長専門部長会議
3 月 10 日　生物資源科学部支部学習会「過半数代表者を囲んで」
3 月 11 日　生物資源科学部支部（農場）習会「過半数代表者を囲んで」
3 月 13 日　全大教第 32 回臨時大会代議員；林
3 月 14 日　全大教単組代表者会議
3 月 17 日　「過半数代表者」会議（1）
3 月 17 日　第 21 回中央執行委員会
3 月 18 日　総合理工学部支部学習会「過半数代表者を囲んで」
3 月 19 日　レディス学習会
3 月 31 日　第 22 回中央執行委員会

後記： いよいよ法人化です．過半数代表の仕事に追いまくられて，しばらく「組合」ニュースさえ出せていませんでした．済みません．これからは本当の意味で組合の出番と思っています．版面も新たに，心も新たにニュースも衣替えです．いかがでしょうか．（な）